2014年1月23日

「加工食品の表示に関する調査会」への意見書

委員 立石幸一

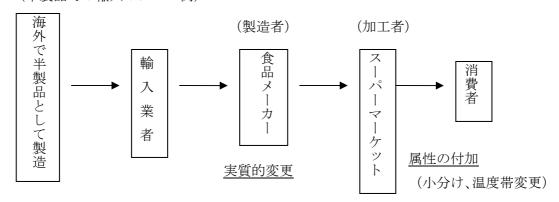
■「加工者」「製造者」

現行、食品衛生法上は、「加工者」「製造者」の項目名の記載義務はないが、JAS 法上はどちらかを記載する必要があり、どちらを記載するかは工程など確認し、管轄保健所による食衛法上の判断が優先されている。保健所によっては、同じ商品においても見解が異なるところがある。現場の保健所からも消費者庁で整理して欲しいとの声がある。

今回提案された新たな属性の付加(小分けや温度帯変更等)を「加工者」と表記する場合、加工者の名称と住所のみが表示される。消費者目線で考えた場合、単なる小分けの加工者情報だけでは不十分であり実質の製造者情報が求められる。従って、製造者情報の併記が必要な場合とそうでない場合を明確に区分する必要がある。

ただし、半製品で輸入された加工食品に実質的変更をもたらす行為が、複数箇所で行われた場合は、製造者表記をどうするのかが課題である。この場合、海外で加工された事実はまったく消費者に情報として伝わらない。

(半製品での輸入のフロー例)



- ○海外にて、串に刺し炙った焼き鳥を冷凍で輸入し、国内の食品メーカーにて解凍し、調理・加熱した場合は、実質的変更が国内で行われたとして、製造者は食品メーカーとなる。さらにこの焼き鳥をバルクで受入れ、スーパーマーケットで小分けした場合、スーパーマーケットが加工者と表示され、半製品加工した製造地も食品メーカーの情報も、表示上は消費者に提供されない。
- ○現状では、海外で一次処理し冷凍した魚を輸入し、国内で佃煮等の加工度の高い製造を 行った場合、製造者は食品メーカーとなり、海外での半製品化の事実は消費者に知らさ れない。

以上